

北九州市自転車競走キャッシュレス投票実施規程

○北九州市自転車競走キャッシュレス投票実施規程

平成30年5月23日

公管規程第38号

(趣旨)

第1条 この規程は、北九州市（以下「市」という。）が北九州市自転車競走実施条例（昭和38年北九州市条例第91号）に基づき実施する自転車競走において、勝者投票を行おうとする者を識別するカード（次条、第7条及び第13条第1項において「識別カード」という。）及び市の管理する電子計算機と電気通信回線で接続された公営競技事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定める端末機（次条及び第16条において「キャッシュレス投票端末機」という。）を使用して行う勝者投票（以下「キャッシュレス投票」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(キャッシュレス投票の方式)

第2条 キャッシュレス投票は、識別カード及びキャッシュレス投票端末機を使用して、市の管理する電子計算機に勝者投票の内容を入力する方式とする。

(キャッシュレス投票事務の委託)

第3条 市は、キャッシュレス投票事務の全部又は一部を他の地方公共団体、自転車競技法（昭和23年法律第209号。第6条及び第10条において「法」という。）第38条第1項に規定する競技実施法人又は私人に委託する。

(キャッシュレス投票利用契約)

第4条 キャッシュレス投票をすることができる者は、市とキャッシュレス投票に関する契約（次条、第7条第1項及び第3項並びに第9条において「キャッシュレス投票利用契約」という。）を締結した者（以下「利用者」という。）とする。

(利用申込者の受付)

第5条 キャッシュレス投票利用契約を締結しようとする者は、管理者が別に定める方法によって、住所、氏名、生年月日、電話番号その他管理者が別に定める事項を記載した利用申込書を管理者に提出しなければならない。

(利用者の欠格事項)

北九州市自転車競走キャッシュレス投票実施規程

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、利用者となることができない。

- (1) 法第9条及び第10条に規定する者
- (2) 成年被後見人、被保佐人又は破産者であつて復権を得ないもの
- (3) 北九州市自転車競走実施条例施行規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第35号）第62条第1項第11号に掲げる者
- (4) 北九州市自転車競走実施条例施行規程第62条の2第1項又は第62条の3第2項の規定により競輪の開催日に競輪場及び場外車券売場への入場を禁止された者
- (5) 法の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (6) 法人その他の団体
- (7) その他競走の公正かつ安全な実施を妨げるおそれのある者
（平30公管規程40・一部改正）

（識別カード）

第7条 管理者は、キャッシュレス投票利用契約を締結したときは、利用者番号を付した識別カードを作成し、これを当該利用者に貸与するものとする。

2 利用者は、識別カードを貸与されたときは、管理者が別に定める方法により当該識別カードの暗証番号を当該識別カードに記録し、及び市の管理する電子計算機に入力するものとする。

3 利用者は、管理者が別に定める方法によりキャッシュレス投票を行うことができるものとし、市とのキャッシュレス投票利用契約が解約されたときは、識別カードを管理者に返却しなければならない。

4 市は、利用者の責めに帰すべき事由によって識別カードの暗証番号を他人に知られたことにより生じた損害については、責めを負わないものとする。

（利用者投票履歴）

第8条 管理者は、次に掲げる事項を記載した利用者投票履歴を作成するものとする。

- (1) 第5条に規定する事項
- (2) 利用者番号

北九州市自転車競走キャッシュレス投票実施規程

(3) 暗証番号

(4) キャッシュレス投票の利用年月日

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

(解約)

第9条 管理者は、利用者が解約の申請をしたとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者とのキャッシュレス投票利用契約を解約することができる。

(1) 利用申込書に記載された事項が真実と異なるとき。

(2) 利用者が第6条各号のいずれかに該当したとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、管理者が利用者として不適當であると認めたとき。

(勝者投票法)

第10条 キャッシュレス投票による勝者投票法は、法第11条に規定するもののうちから管理者が別に定める。

(競走の指定)

第11条 キャッシュレス投票をすることができる競走は、管理者が別に指定する。

(車券発売の日時)

第12条 キャッシュレス投票による勝者投票券（以下「車券」という。）の発売時間は、当該キャッシュレス投票に係る競走が実施される日の管理者が別に定める時刻とする。

(購入予定金額の設定)

第13条 管理者は、利用者から購入予定金額に相当する額の入金があったときは、識別カードにより当該利用者を識別し、市の管理する電子計算機に当該利用者の購入予定金額を入力して、当該利用者の購入予定金額を設定するものとする。

2 管理者は、利用者の購入予定金額の設定を完了したときは、設定した購入予定金額を当該利用者に通知するものとする。

(購入限度額)

北九州市自転車競走キャッシュレス投票実施規程

第14条 利用者のキャッシュレス投票における車券の購入限度額（以下この条において「キャッシュレス投票購入限度額」という。）は、次のとおりとする。

（1） 第1回目のキャッシュレス投票購入限度額は、当該利用者の前条第1項の規定により設定した購入予定金額（次号及び第22条第1項において「購入予定金額」という。）とする。

（2） 第2回目以降のキャッシュレス投票購入限度額は、当該利用者の購入予定金額に当該利用者がその直前の回までに購入した車券に係る払戻金又は返還金を加えた額から当該車券の購入金額を差し引いた額とする。

（車券の購入方法）

第15条 キャッシュレス投票における車券の購入方法は、管理者が別に定め、あらかじめ利用者に通知するものとする。

（投票の成立）

第16条 キャッシュレス投票は、キャッシュレス投票端末機の投票の確認画面において、利用者が自ら確認を行い、かつ、管理者が別に定める条件を満たした投票が市の管理する電子計算機に記録された時に成立するものとする。

（投票の取消し及び変更）

第17条 キャッシュレス投票による投票の成立後は、利用者は、車券の購入の取消し又は購入した車券に係る勝者投票法の種類、競走番号、選手番号若しくは連勝式番号の組及び購入枚数若しくは購入金額の変更をすることができない。

（車券等の受領）

第18条 キャッシュレス投票により発売した車券、払戻金及び返還金は、市が利用者に代わって受領するものとする。

（代理人による購入等の禁止）

第19条 キャッシュレス投票による車券の購入の申込みは、これを他人に行わせ、又は他人の委託により行ってはならない。

（受付の拒否）

第20条 管理者は、キャッシュレス投票による車券の購入の申込みについて

北九州市自転車競走キャッシュレス投票実施規程

疑義があるときその他これを受け付けることが不適當であると認めるときは、これを受け付けないものとする。

(発売金の収納)

第21条 キャッシュレス投票により発売した車券の発売金の収納は、キャッシュレス投票を行った日に市の管理する電子計算機に記録された車券の購入金額を収納することにより行う。

(払戻金及び返還金の交付)

第22条 第18条の規定により市が利用者に代わって受領した払戻金又は返還金は、購入予定金額に払戻金又は返還金を加えた額から車券の購入金額を差し引いた額（次項において「交付限度額」という。）の範囲内の額で当該利用者が交付を希望する額（次項において「交付希望額」という。）を管理者が別に定める方法により当該利用者に交付するものとする。

2 管理者は、前項の利用者に係る交付希望額が交付限度額に満たない場合は、第13条の規定にかかわらず、当該交付限度額から当該交付希望額を差し引いた額を、同条第1項の規定による当該利用者の購入予定金額として設定し、これを当該利用者に通知するものとする。

(利用者投票履歴の閲覧)

第23条 利用者は、当該利用者が行ったキャッシュレス投票に関し、当該キャッシュレス投票を行った日から60日以内に限り、当該キャッシュレス投票に係る第8条に規定する利用者投票履歴を閲覧することができるものとする。

(異議の申立て)

第24条 利用者は、当該利用者が行ったキャッシュレス投票に関し、当該キャッシュレス投票を行った日から60日以内に、管理者に対して異議を申し立てることができるものとする。

(投票の記録)

第25条 管理者は、利用者が行ったキャッシュレス投票に係る投票の内容を記録し、これを当該キャッシュレス投票の行われた日から60日間保存するものとする。ただし、前条の規定により異議の申立てがなされたキャッシュ

北九州市自転車競走キャッシュレス投票実施規程

レス投票に係る記録については、60日間を超えて必要と認める期間保存するものとする。

(委任)

第26条 この規程に定めるもののほか、キャッシュレス投票の実施に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

付 則

この規程は、平成30年5月23日から施行する。

付 則 (平成30年9月28日公管規程第40号)

この規程は、平成30年10月1日から施行する。